

大東交番

令和6年11月12日 第8号

交番速報

掛川警察署
大東交番 72-2535
発行責任者 交番長



令和6年11月1日
道路交通法改正

自転車のスマホ・酒気帯び



自転車は車の仲間

罰則強化



「ながらスマホ」に新たな罰則！

「自転車運転者講習制度」の対象です

スマートフォンなどを手で保持して、
自転車に乗りながら
「通話する行為」「画面を注視する行為」
が法律で新たに禁止され、罰則の対象と
なりました。

※ 停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合は、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



自転車運転者講習制度って何だろう？

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせる
おそれのある一定の違反（危険行為）を反復して
行った者は講習制度の対象となります。



交通ルール
を守るワン！

危険行為

信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立ち入り、安全運転義務違反、通行区分違反など
令和6年11月1日からは「運転中のながらスマホ」や「酒気帯び運転」も対象です

公安委員会の受講命令に従わず、講習を受けなかったものは処罰されます（5万円以下の罰金）

